

平成29年12月1日

お客さま 各位

高鍋信用金庫

預金口座付番に係る個人番号の利用目的の変更（追加）について

当金庫は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、個人番号の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。

なお、変更日は預金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたします。変更（追加）点は下線部をご覧ください。

個人番号の利用目的（変更後）

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦ 教育資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧ 預金口座付番に関する事務のため

※ 平成30年1月1日より前にお届けいただいた個人番号についても適用されます。

※ 金融機関は、お客様の預金口座に係る情報をマイナンバーと紐付けて管理することが義務付けられ、行政機関等による税務調査や社会保障における資力調査への回答、あるいは預金保険法の規定に基づく預金の名寄せのために、お客様のマイナンバーを利用することになります。

※ 平成30年1月1日以降は、お取引いただく際にマイナンバー届出の協力をお願いすることになります。

※ 預金口座付番を目的としたマイナンバーの届出は、お客様の義務ではありません。